

年 月 日

サードリハイツ管理組合

理事長 _____ 殿

号室

氏 名

印

ペット飼育申請書

私は、下記の（犬・猫・その他の動物（ ））を飼育したいので、ペット飼育細則第1条の規定に基づき、必要書類を添付の上、下記の通りに申請いたします。

尚、ペットの飼育に当たっては、法定事項及び管理規約並びにペット飼育細則を遵守し、他に危害、迷惑をかけません。万一違反した場合にはペットの飼育を禁止されてもこれに従うことを誓います。

〔飼育するペット〕

1. 種類 (愛称)
2. 性別
3. 生後年月数 年 ヶ月
4. 体長・重量 cm kg
5. 色及び特徴

〔必要添付書類（○印）〕（該当する書類を記入）

- ① () 当該ペットの写真（L4判1枚）
- ② () 保健所犬鑑札（写）
- ③ () 狂犬病予防注射済証（写）
- ④ () 去勢または不妊手術実施の証明書（写）
- ⑤ () その他

ペ ッ ト 飼 育 細 則

サードリハイツ管理組合の区分所有者及び占有者は、サードリハイツ管理規約（以下「管理規約」という）の使用細則に基づき、ペットを専有部分で飼育するに当たり、区分所有者及び占有者（以下「居住者」という）が快適な共同生活を維持できるよう、良好な環境の維持の向上を計るため、サードリハイツペット飼育細則（以下「本細則」という）を定める。

第1条（飼育の申請）

サードリハイツ居住者のうち、ペットの飼育を希望する者（以下「飼育者」という）は、別に定める用紙により、管理組合理事長に対し、飼育の申請をし許可を得なければならない。但し、小鳥及び観賞魚は除く。

2. 飼育申請時において犬の場合に限り、法の定められた予防注射及び登録が確実に行われていることを証明する書類を申請書（様式一）に添付し、理事長に提出しなければならない。

第2条（飼育の許可）

前条の届け出があった日から1ヶ月以内に、サードリハイツ管理組合理事長は、当該ペット飼育希望者に対し、許可または不許可の通知をしなければならない。（様式二）

第3条（飼育の明示）

理事長は前条でペットの飼育の許可通知を発すると同時に、掲示板等に飼育者（部屋番号・氏名）及びペットの種類と数等を掲示しなければならない。

2. 飼育者のうち、犬を飼育する者は、保健所が交付するラベル及び登録証等を必ず玄関に貼付をしなければならない。

第4条（飼育の範囲）

第1条で飼育申請をすることができるペットとは、成年に達した状態で、体長50cm相当、体重10kg相当以内の小動物（犬・猫・兎・ハムスター等）に限定するもので、当該マンション生活に違う小動物をいい、たとえば、体長、体重がそれ以下であっても猛獣、猛禽類、その他危険な特定動物はペットとしてみなさない。

第5条（定期診断）

犬の飼育を許可された場合は、毎年「狂犬病予防法」で定められた予防注射及び登録を確実にし、獣医師による定期的な健康診断を、年1回以上受けなければならない。

2. 前項の予防注射及び登録並びに健康診断の結果を、理事長が求めた場合は、報告しなければならない。

第6条（遵守事項）

ペット飼育者は、ペット飼育に関する法律及び関係法令等（「動物の保護及び管理に関する法律」「犬及び猫の飼育及び保育に関する基準」「狂犬病予防法」等）に誠実に遵守し、良識ある飼育に努めると共に、サードリハイツにおいて次に定める事項に従わなければならない。

- (1) ペットの飼育は専有部分住戸内に限定される。
- (2) 共有部分（バルコニー、階段、エントランスホール、エレベーター等）にて、放さないこと。また、給餌、排尿、排便、ブラッシング、抜毛の処理（犬、猫の場合）等をしないこと。
- (3) ペットを共有部分に連れ出す必要があるときは、首輪等をし、引き紐等でつなぎ、抱持または籠等の容器に入れ床を歩かせないこと。
- (4) ペットの鳴き声、体臭、羽毛、汚物等により他の居住者に迷惑を掛けないこと。

第7条（飼育者の責任）

ペットによる汚染、破損、障害等が発生した場合、理由の如何を問わず、当該ペット飼育者はその責任及び損害賠償等の義務を負う。

第8条（苦情）

苦情の申出は、管理組合理事長に書面にて届出することができる。届出があった場合、理事長は速やかに理事会（役員会）を開催し、苦情問題を検討する。

第9条（罰則）

居住者から苦情が出た場合、事情を掲示板等にて明らかにした上で、理事会にて検討決議事項を飼育者に警告または禁止を発すると共に、掲示公表する。

2. ペット飼育者が細則に違反したとき、理事長は理事会の決議を経て、そのペット飼育者に対し、特定の配慮を求めた諸設備の設置や、獣医師の意見に基づくペットの手術の実施、ペット飼育の禁止を求めることができる。
3. 1年以内5回以上の警告を受けた場合は、飼育はできないものとする。

（付 則）

この細則は、管理規約発効の日から施行する。